

毎週月・水・金曜日発行

# 富山県報

令和2年7月15日

水曜日

第4664号

## 目 次

<b>告 示</b>	
○都市計画の変更	1
○土地区画整理事業の施行認可	2
○土地改良区の定款変更の認可	3
○地籍調査の成果の認証	
○車両制限令第3条第4項の規定による道路の指定	4
○指定自立支援医療機関の指定	5
<b>公 告</b>	
○富山県の物品等調達に係る一般競争入札の実施	
○開発行為の工事完了	8
○特定非営利活動法人の定款変更認証の申請	9
○特定非営利活動法人の設立認証の申請	10
○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出	

~~~~~  
**告 示**  
~~~~~

### 富山県告示第344号

#### 都市計画の変更について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により次のとおり都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の変更に係る図書を公衆の縦覧に供する。

令和2年7月15日

富山県知事 石 井 隆 一

- 都市計画の種類及び名称  
（種類） 富山高岡広域都市計画道路  
（名称） 3・3・403号 高岡駅波岡線

3・4・433号 戸出東線

3・4・437号 駅前古戸出線

## 2 都市計画を変更した土地の区域

### (1) 変更した部分

高岡市波岡、長江、戸出町二丁目、戸出町三丁目、戸出町四丁目、戸出町五丁目、戸出狼字焼野島及び戸出伊勢領字川東の各一部

### (2) 削除した部分

高岡市答野出字荷上場、答野出字麻畑、答野出字畑直、答野出字中筋、答野出字高寺、佐加野東、佐加野字高寺、佐加野字苗代、佐加野字屋敷、佐加野字北平、佐加野字内尿田、島崎字前田、答野島字新田及び戸出狼の各一部

ただし、別紙図面表示のとおり。

## 3 都市計画の変更に係る図書の縦覧場所

富山県土木部都市計画課

高岡市都市創造部都市計画課

(「別紙図面」は、省略し、3に掲げる縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

## 富山県告示第345号

土地区画整理事業の施行認可について

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第4条第1項の規定により射水市四十物町地区土地区画整理事業の施行を認可したので、同法第9条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和2年7月15日

富山県知事 石 井 隆 一

### 1 土地区画整理事業の名称

射水市四十物町地区土地区画整理事業

### 2 施行者の名称及び住所

新湊都市開発株式会社 射水市足洗新町一丁目101番地

### 3 事業施行期間

施行認可公告の日から令和4年3月31日まで

4 施行地区

射水市八幡町一丁目の一部

放生津町の一部

5 事務所の所在地

射水市足洗新町一丁目 101番地

6 施行認可の年月日

令和2年7月15日

7 事業年度

毎年4月1日から翌年3月31日まで

8 公告の方法

事務所及び射水市役所に掲示

### 富山県告示第346号

土地改良区の定款変更の認可について

牛ヶ首用水土地改良区から申請のあった定款の変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、令和2年7月6日認可した。

令和2年7月15日

富山県知事 石 井 隆 一

### 富山県告示第347号

地籍調査の成果の認証について

南砺市における地籍調査の成果は、国土調査法第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証した。

令和2年7月15日

富山県知事 石 井 隆 一

1 調査を行った者の名称

---

南砺市

2 調査を行った時期

平成22年5月25日から

平成25年3月28日まで

3 成果の名称

南砺市大字新屋の一部（新屋Ⅰ）の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

南砺市大字新屋の一部（新屋Ⅰ）

5 認証年月日

令和2年7月6日

### 富山県告示第348号

車両制限令第3条第4項の規定による道路の指定について

車両制限令（昭和36年政令第265号。以下「政令」という。）第3条第4項の規定により国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車（以下「国際海上コンテナ車」という。）の重量及び長さの最高限度を引き上げる道路を次のとおり指定する。

令和2年7月15日

富山県知事 石 井 隆 一

1 政令第3条第4項の規定により指定する道路の路線名及び区間

路線名	区間
県道 八幡田稲荷線	富山市海岸通字八幡田割3番80から 富山市東町一丁目7番2まで

2 指定する期日

令和2年7月15日



入札説明書による。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（令和2年富山県告示第159号）第1の規定に該当しない者であること。
- (2) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けた者であって、開札日の前日までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第3項の規定による競争入札参加資格者名簿に等級がAの者として登載されている者であること。

なお、当該競争入札に参加する資格の審査については、物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（令和2年富山県告示第159号）第4の4に掲げる場所において随時申請を受け付けている。

## 3 入札に参加する者に求められる義務

- (1) 本件入札に参加しようとする者は、入札説明書に定める入札参加申込書等を4(3)に掲げる期限までに4(1)に掲げる場所に、持参又は郵送（提出期限までに必着のこと。）で提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約を担当する職員から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (2) 入札参加資格の確認は、入札参加申込書の提出期限の日現在の事実をもって行うものとする。ただし、同日において2の各号に定める入札に参加する者に必要な資格を満たさなくなった場合は、入札に参加することができないものとする。
- (3) 入札参加資格の有無の確認結果は、一般競争入札参加資格確認結果通知書により通知するものとする。この通知において、入札参加資格の有無が「有」とされた者以外の者は、入札に参加することができない。

## 4 入札書の提出場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所、入札参加申込書及び入札書の提出場所並びに問合せ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒930-8570 富山県富山市新総曲輪1番7号

富山県警察本部警務部会計課調度係

電話 076-441-2211

(2) 入札説明書の交付方法

令和2年7月15日から同年7月21日までの間（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで、前記(1)の場所において希望者に無料で交付する。

(3) 入札参加申込書の提出期限

令和2年7月22日 正午

(4) 入札書の提出期限

令和2年7月28日 午前10時

5 開札の日時、場所等

(1) 開札の日時

令和2年7月28日 午前10時

(2) 開札の場所

〒930-8570 富山県富山市新総曲輪1番7号

富山県警察本部2階 205会議室

(3) 前号の入札の執行にあたっては、入札参加者は、3(3)により入札参加資格「有」とされた一般競争入札参加資格確認結果通知書の写しを必ず持参すること。

(4) 開札は、原則として入札に参加する者の全員の立会いのもとで行う。ただし、開札に立ち会うことができない者は、開札日の前日までに、その旨を4(1)の機関に届け出るものとする。

6 入札保証金に関する事項

免除とする。

7 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

(1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札

(3) 入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

## 8 入札の方法

落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 9 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出し、かつ、書類等の審査の結果、この公告及び入札説明書に示した条件を満たすと認めた者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) 開札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、直ちに、再度の入札をすることがある。
- (4) 再度の入札に参加できる者は、最初の入札に参加した者に限るものとし、再度の開札に立ち会わない入札参加者又はその代理人は、再度の入札を辞退したものとみなす。再度の入札の回数は原則として1回を超えないものとする。

## 10 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 契約保証金に関する事項は、入札説明書による。

## 開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和2年7月15日

富山県知事 石 井 隆 一



開発区域又は工区に含まれる地域の名称	公 共 施 設		開 発 許 可 を 受 け た 者	
	位置・区域	種 類	住 所	氏 名
射水市中村130番3、134番、173番3、174番、175番、176番、177番、178番、179番、180番1、206番1、207番、208番、209番、210番、211番、212番、138番1の一部、130番3地先、173番3地先、207番地先、206番1地先、179番地先及び206番3	同 左	道 路 下 水 道	射水市三ヶ1525番地	山徳不動産開発株式会社

### 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定による特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

令和2年7月15日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 申請のあった年月日  
令和2年7月3日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人ありがた家
- 3 代表者の氏名  
喜多 聡美
- 4 主たる事務所の所在地  
富山県富山市八尾町福島3丁目79番地
- 5 定款に記載された目的

この法人は、乳幼児・障がい者（児）・高齢者をはじめとする地域に住むすべての人々に対して、楽しみや生きがいを持ちながら住みなれた地域で暮らして行けるよう、在宅福祉サービスに関する事業等を行い、福祉の増進に寄与することを目的とする。

**特定非営利活動法人の設立認証の申請**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

令和2年7月15日

富山県知事 石 井 隆 一

## 1 申請のあった年月日

令和2年6月20日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人しっぽのころ

## 3 代表者の氏名

宇多 利美

## 4 主たる事務所の所在地

富山県富山市宮尾3106番地

## 5 定款に記載された目的

この法人は、動物の飼育に関する啓蒙活動や迷い動物の保護活動の実施、行政と諸関係機関への働きかけや協力体制確立等に関する事業を行うことにより、理想的な人と動物の共生社会の実現に寄与することを目的とする。

**大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出について**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和2年7月15日

富山県知事 石 井 隆 一

## 1 店舗の名称及び所在地

クスリのアオキ下大久保店 富山市下大久保字五番割1069番地5 ほか15筆

## 2 店舗を設置する者 株式会社クスリのアオキ

- 3 店舗において小売業を行う者 株式会社クスリのアオキ
- 4 新設の日 令和3年3月7日
- 5 店舗面積の合計 1,341㎡
- 6 店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の位置及び収容台数 建物南側1箇所、建物西側1箇所／54台
  - (2) 駐輪場の位置及び収容台数 建物南側1箇所／16台
  - (3) 荷さばき施設の位置及び面積 建物南側1箇所／28㎡
  - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 建物内南西側1箇所、建物外南西側1箇所／6.7㎡
- 7 店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
午前9時及び翌午前0時
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前8時半～翌午前0時半
  - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 2箇所／敷地南側1箇所、敷地東側1箇所
  - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時～午後10時
- 8 届出の日 令和2年7月6日
- 9 縦覧場所 富山県商工労働部商業まちづくり課
- 10 縦覧期間 令和2年7月15日から令和2年11月16日まで
- 11 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部商業まちづくり課に提出することができる。

- (1) 氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）
- (2) (1)の事項の公表の可否
- (3) 当該店舗の名称及び所在地

(4) 意見及びその理由